

## 役員報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益社団法人日本グラススキー協会（以下「本協会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には（別表）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には役員報酬を支給しない。
- 4 役員には役員賞与を支給しない。
- 5 役員には退職金を支給しない。

(定例報酬額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員報酬額は俸給表のうちから、理事会の決議をへて会長が決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬により控除する額等に関する詳細は別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

(費用)

第6条 本協会は役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は社員総会の決議によるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成21年9月21日社員総会決議)

(別表) 常勤役員俸給表 (単位:円)

	月額		月額
第1号	100,000	第6号	350,000
第2号	150,000	第7号	400,000
第3号	200,000	第8号	500,000
第4号	250,000	第9号	600,000
第5号	300,000	第10号	700,000